



KAIGO TREND NEWS

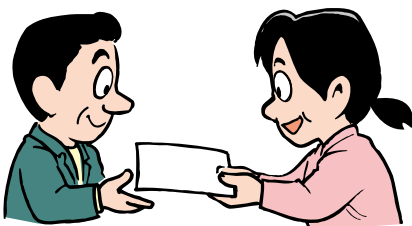
ヘルパーさんを育てる



麦の実り多摩 介護支援専門員 樋口 浩

3) ヘルパー教育は採用前から始まっている。

ヘルパーさんを採用する時に皆さんの事業所ではどんな準備をし、どのような書類を持ってきてもらっていますか？やはり履歴書とヘルパー終了証の写しが多いと思います。健康診断書の写し、さらには経歴書（各事業所でどんな仕事をしてきたかなどが書いてある書類）になるとほとんど持ってきてもらっていないのが実情です。採用する側は、ヘルパーとしての経験値や、どれくらいの時間働けるのかということに重視しがちです。これは、ある意味被採用者に対して失礼ではないでしょうか。ヘルパーさんを採用する際には、その人柄を最優先にして選択していかねばなりません。往々にして技術力を優先しがちです。何ができるか、どんな経験があるかで決めてしまう。ヘルパー未経験の人は、これまでの勤務経験からどれ位の責任感や誠実さがあるかを判断します。経験者を採用する場合は、これまでどんな事をしてきたか実態を聴き取る必要があります。例えば「おむつ交換の経験があります」「入浴の経験があります」といったことで採用の判断をするのではなく、「どれくらいの人に関わったのか」、「どのような病名・障害を持っていた人なのか」、「どんな失敗をしたのか」、「本人が大変であったことは何か」、「今ある不安は何か」等聞きながら採用の判断をしていくべきでしょう。そう、ここで経歴書が役に立ちます。面談前には所定の履歴書や経歴書を渡して「これに記入願います」と



いって一旦帰っていただくことも必要です。書くことを嫌がる人はその後来所しません。書き方がわからない場合は質問があ

ると思います。質問の仕方や聞き方・理解の状態等を観察します。自分勝手な判断で記載してくる人もいます。このように採用前から教育が始まっています。そして行動や態度から審査していきます。難しいと判断したら採用しないことも必要です。利用者が高齢者であるからという甘い考えで働こうという人は避けた方がいいのです。採用後のトラブルを往々にして聞きます。

私は2級ヘルパーの講師も時々しています。依頼してこられる主催者は私を知っていることもあり、初日の講義にあたる人が多いです。というのも他の講師とちょっと違うようで……。最初に何を言うかということ「介護を甘い気持ちでやろうとする人は即帰ってください。やるんだったら性根を据えて働いてください。そうしなければ介護を受ける人に失礼だ」とこんなふうに。期間中の別の講義の時に、生徒に聞くと「他の講師と違い現実の厳しさが段々とわかってきた」と言って介護という職種に対して真剣さが観られてきます。しかし、こういう人達を終了させていくのですから採用者の方も慎重に採用してほしいと思っています。

採用までの段取りは、問い合わせの担当を決めておくこと。問い合わせがあったらその事業所を選んだ経緯や動機を聴き取り、所定の書類を渡す為の日時を決め、提出すべき書類を確認するチェック用紙も渡して面接日を決める。記載に際して質問があれば対応することを伝えておき、書類をとりに来たときに氏名と電話番号を聴き取るほか、対応時の行動やしぐさ、服装や言葉等を観察しておくことです。面談時には面談する担当者の紹介をしてから事業所の説明をします。説明後働く気持ちがあるかを確認してから記載した書類等を受け取ります。ややこしい段取りですがこの間の過程で人物像がわかるはず。事業所にあった人を採用することも教育の中にあります。

第8回 「介護ビジネス研究会」

1月24日(日) 予定 13:00 ~ 16:00

● 弊社会議室にて開催

※参加費は無料です(但し茶菓代として500円必要)。参加ご希望の方はお電話ください。



事業所
訪問
2

地域と一体となって、 高齢者が安心して暮らせる支援を行いたい

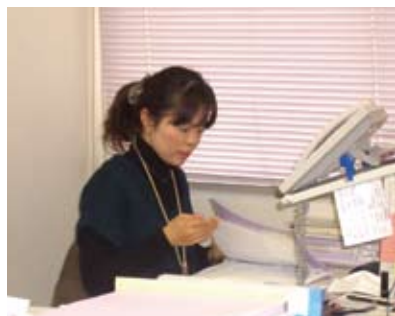
社会福祉法人 福祉広医会
広島市江波地域包括支援センター

広島市中区江波西 2 丁目 14-8
Tel 082-296-4833 Fax 082-296-4818

広島市内でも多くの高齢者を抱えるエリアで奮闘

江波中学校区(江波・神崎・舟入地区)の高齢者の生活を総合的に支援する広島市江波地域包括支援センター。ここは高齢者が多く(平成19年度現在6,683人)、中でも一人暮らしの高齢者が割合が27.0%と、広島市内でも高い地区。また、長くこの地域に暮らしている人が多い。そこで、地域とのつながりを大切に、地域と一緒に高齢者が安心して暮らせるように、専任の職員4人プラス5人のスタッフで“高齢者の何でも相談窓口”として日々奮闘している。

高齢者が多く住むエリアで、全ての方に知ってもらい、利用していただけるようにするのは容易なことではない。そこで、職員は町内会や民生委員の会議や集まり、地域の行事



「色々な方の人生に関われることが楽しい。大変なこともあるけれど、しんどいと思ったことは一度もない」と社会福祉士・精神保健福祉士の松尾奈央さん。

に積極的に参加することで、センターの名前と活動内容を知ってもらうことに努めている。おかげで、町内会や民生委員を通して、センターのことを知っている人が増え、相談や問い合わせが増えてきたそうだ。また、地域行事で『介護相談コーナー』などを開くこと

で、地域の方に直接発信することも行っている。

地域の方と共に高齢者が安心して暮らせる環境づくりを。

さまざまな支援を行っていく中で、最も気をつけていることは「地域の皆さんと一緒に高齢者一人ひとりが安心して暮らしていけるようにサポートしていくこと」。その人がその家でこれまで暮らしてきた歴史や背景を大切に、そして、その人が今持っている能力を上手に引き出しながら支援していく、あくまでも“サポーター”として自分たちを位置づけている。そのためには、ご近所や町内会、地域の人たちも上手に巻き込んで、地域と一体となって活動することが必要だと感じているようだ。今後は、地域の高齢者が持っているネットワークを生かして、高齢者に役立つ情報を発信するなど、高齢者同士も共に手を携えて暮らしていけるような環境づくりを行っていきたくと考えている。



社会福祉士・介護支援専門員の網本浩文さん(右)「地域のコミュニケーションを上手に活用できたらいいですね。特に、今深刻化している、消費者被害の実態をクチコミで広めて、一人でも多くの人が被害に遭わないようにしたいのです」と言われていました。

ヒナ子の“基礎からの労務管理”

特定社会保険労務士 森田 ヒナ子

事業所を立ち上げた事業主さん心得 その⑨ “助成金一概略”

今回から「助成金」について、何回かに分けてお話しします。「助成金」と言えば殆どの方が、必要要件が揃えばすぐに支給されると思いがちです。初めて訪問する会社に於いても、まず出てくる話が「助成金、貰えますか?」と言う言葉です。もちろん助成金を貰えればそれに越したことはなく、返却の必要もなし、丸々収入になると言うことで、こんなありがたい話はありません。

但し、助成金にはそれなりの目的があります。例えば「労働者の雇用の維持」とか、「パートタイマーの労働条件の向上」とか、「高齢者の就業機会の増進」などで、それらの目的達成のために助成金を付けて、事業主の皆様がその目的達成に協力し易いようにしているのです。そのため助成金申請には最低限度の必要要件があり、その条件の全てを満たしている事業所でないと支給されません。

最低必要条件の第一は、「雇用保険適用事業所」と「雇用保険料を滞納していない」と言うことです。それに「解雇者を出していない」とか「助成金対象者が何歳以下の人」とか、「何ヶ月以上雇用している」とかいった諸々の条件が加わります。ですからすぐ支給されると簡単に考えてハローワーク等に出向き、何度も何度も足を運ぶといった話をよく聴きます。

「助成金」はやはり支給されるものですから、それなりの書類作成の手間と時間と努力が必要だということになります。

今回は「試用雇用奨励金」についてお話しする予定です。

TEL: 082 (254) 6064 (ルームシ)

ホームページ:

社会保険労務士法人シャローム

検索



訪問看護の現場より
看護師のきもち

第12回

「がん」と「介護保険制度」 「がんの療養」と「訪問看護サービス」の利用について

訪問看護ステーション「さいの」 看護師 玉田八重子



現在の日本では、2人に1人は「がん」になり、3人に1人は「がん」で亡くなっています。介護保険制度では、特定疾病に「がん末期」が入り、第2号被保険者も「がん末期」の診断があれば介護認定を受けることができます。ただし「がん末期」の訪問看護は、すべて医療保険になります。現状では医療制度の変更（入院期間の短縮等）や医療技術の進歩で、長期の入院継続は難しくなっています。

「がん末期」の場合でも、基本的な日常生活はほぼ自立されている方が多くおられます。しかし、病状が進むにつれ、排泄・入浴・食事などに一部介助を要したり、日常生活能力が著しく低下した結果、短い期間で全面介助が必要になるケースもあります。このような状態（時期）で慌てて介護申請を行っても、関係者が忙しい思いをするばかりで、利用者に安定した在宅の療養環境を整えることは難しいと思われれます。

病状の進行状況もありますが、「がん末期」でなくても「がん」の病名がつけば、医療的視点の観察が大切になり、本人・家族の心理的支援も必要です。訪問看護を計画に組むことで、日常生活能力や病状の変化等を予測しながら対応することが可能です。また、医療面の相談窓口が確保され、急変時の対応が容易

になります。特に末期は、医学的な判断が重要で医師との連携は欠くことができません。それには医療ケアの出来る訪問看護が要になると思います。

「がん末期」の診断名がない介護保険での訪問看護では、状態が急に悪化した場合、医師の指示により急性増悪の医療保険に変更すれば介護保険の限度額オーバーにはなりません。

「がん」という病気を抱えての在宅療養は、本人・家族ともに大きな不安があります。訪問看護の利用を勧められたが「訪問看護がどういう役割を担うのか」納得が得られていないことが多々あります。医療処置もなく、基本的な日常生活がほぼ自立されている場合は特に疑問に思われています。「退院の際、健康チェックをしてもらえる」「医師との架け橋になってもらえる」「生活や介護の方法を指導してくれる」「病状の急変時に24時間いつでも気軽に相談ができる」等々、具体的に訪問看護の役割を説明されると利用者は安心されます。訪問看護は、「介護保険」「医療保険」のどちらからでも利用が可能です。利用者にあつた利用方法を考えることが重要です。

今回は、「がんの利用者」に訪問看護が出来る具体的内容をお知らせしたいと考えています。



旅は手段、いきいき生活『心の翼』（高齢者・障がい者にやさしい旅）

長年障がいをお持ちの方々の旅行を企画されている昭和観光社の平森良典社長様より、旅行された方の旅行後の心の変化といきいき生活のお声と笑顔を寄せていただきました。（介護事業者の方々と共に歩む QOL）

ハワイ旅行がもたらした絆

家内と約束した海外旅行を目標に、リハビリと生きる証

定年を2年前にして突然、脳血管障害で倒れ、右麻痺となりリハビリがうまくいかず、歩けないままの人生？ 私は単身赴任の生活が長く、手元にある鉛筆書きのスケッチを見ていると涙がこみ上がり、僕の人生は白黒のままなのかと自問自答？

家内との約束「定年後は一緒に海外旅行を楽しもう」を実現する目標に向かい、日々のリハビリに励む。そのとき介護事業者の方からの情報「心の翼憧れのハワイ」を目にし参加しました。



ハワイの海岸を散歩



旅行後の楽しみ、スケッチへの色づけ

約束を実現できた喜びの涙と絆、人生に色を残したいと、私は絵画、家内は短歌に情景を残しています。安定期に限られた夫婦の絆を確かめ合うことが私たちの生きている証です、介護支援者から頂いた、情報に感謝。（H様より）

昭和観光社の平森社長様へお聞きしました。

Q. どうしてこのような旅行を企画されているのですか？

A. 外出や旅行を諦めていた方が旅行を目標にすることで、リハビリの壁を乗り越えていただきたい。又、旅行後は旅行出来た事が自信になり、楽しく明るい新たな希望の生活につなげていって頂きたい。そして、一緒に喜びあいたいと思っています。

Q. 心がけていることは何ですか？

A. 参加者の心の叫びを一緒に伝えること、病院とリハビリ中心の生活で終わっていたかもしれない人達に、「旅行できたことでこんなことが出来るようになった」喜びを、一緒に諦めている方へ伝え一助になる。

Q. どんな工夫をされていますか？

A. 温泉への入浴介助には、同性のヘルパーさんと入浴用車いすの準備をし、観光地では人的サポートや福祉車両、車いす貸出手配など福祉業界や医療関係者の方々との連携をしています。

Q. 今までどこに行きましたか？

A. 北海道・東北・関東・関西・伊勢神宮・中国・九州・屋久島・沖縄・八重山諸島・台湾・グアム・ハワイなどです。

★旅行のご相談は 昭和観光社 TEL:082(423)7500
<http://www.enjoy.ne.jp/~showa-ts>

山田 奈穂

http://naho2007.blog89.fc2.com/



成年後見制度とは 第2回

成年後見制度の種類

行政書士 山中 直美



今回は成年後見制度の内容についてご紹介いたします。

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度の類型は後見、保佐、補助の3つに分類することができ、特色は次の表のとおりです。

法定後見制度				任意後見制度
判断能力が不十分になった後				判断能力が不十分になる前
区分	後見	保佐	補助	十分な判断能力がある方が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえてあらかじめ公正証書で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になったときに、その契約にもとづいて任意後見人が本人を援助する制度です。
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	
鑑定の要否	原則として必要		原則として診断書等で可	
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など			
申立時の本人の同意	不要		必要	
同意(取消)権の範囲 ※1	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項に定める行為 ※3	民法13条1項に定める行為の一部 ※本人の同意が必要	
代理権の範囲 ※2	財産に関する法律行為についての包括的な代理権と財産管理権	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要		

※1 同意権とは

本人の行為に成年後見人等が同意することにより、法的に効果が認められることになり、同意を得ないでした契約は、取り消すことができます。

※2 代理権とは

本人に代わって契約などの行為を成年後見人等がする権限をいいます。成年後見人等がした行為は、本人がした行為として扱われます。

※3 民法13条1項に掲げられている借財、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増築などの事項をいいます。ただし日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

次回は手続きについてご紹介いたします。

TEL: 082 (293) 7125 (月~金 10:00 ~ 18:00)

ホームページ:

山中直美行政書士事務所

検索

編集後記

世の中にあるフリーソフトをうまく使いこなすことで、介護現場で働く方々のお仕事がよりスムーズに快適にこなせたらいいだろうなあという記事を読んで思いました。

皆様、寒くなってきましたがお身体に気をつけてお過ごしくださいませ。(荒木)

*皆様からのご意見・ご感想・ご質問をお待ちしております。ご意見等をいただいた方に、キャブオリジナルエコバッグをプレゼントします。下記までお送りください。
〒730-0845 広島市中区舟入川口町 4-2 「キャブ介護事業サポート」

きゃぶす便り定期購読について

きゃぶす便りの定期購読をご希望の方は、お届け先の郵便番号、住所、事業所名(ご氏名)、「きゃぶす便り定期購読希望」と明記の上、下記フリーダイヤル FAX宛てにお送りください。無料でお届けします。

FAX 0120-47-1704

ちょっとしたフリーソフト

今日の紹介 電子印鑑

ワードやエクセル等で書類を作成する際、確認した後に確認印を押しています。確認印は社外社内ともに必要な作業です。そこで、無料のフリーソフトを使って確認印を押すということをしてはどうでしょうか。メールで送られた書類を確認するちょっとしたツールです。今回はこの確認印。

ソフト名は**クリップスタンプ**検索でこの名前で探してみてください。

“Wecto” や “窓の杜” というフリーソフトのホームページにあります。

クリップスタンプ

検索